

第2回赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

- 1 開催日時 令和5年9月1日（金）午後1時30分～午後3時00分
- 2 開催場所 赤穂市役所6階 大会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
中村委員、一瀬委員、浪花委員、渡邊委員、赤井委員、小西委員、近平委員、穠本委員、中島委員、真殿委員、山下委員、福本委員、金尾委員、睦谷委員、勝原委員、室井委員
 - (2) 事務局
健康福祉部：松下部長
社会福祉課：高見課長、いきがい福祉総務係：和田係長
保健センター：日笠課長
地域包括支援センター：三上課長、有吉係長
子育て支援課：前田課長
医療介護課：岸本課長、中村係長、水野主査
 - (3) 支援事業者
ジェイエムシー（株）
- 4 協議事項
 - (1) 第9期計画（骨子案）について（資料1）
 - (2) 第9期計画（素案）（第1章から第3章）について（資料2）

5 議事録

1. 開会

事務局 本日はお忙しいところ出席をいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第2回赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定委員会を開催させていただきます。はじめに、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

続きまして、第1回目の策定委員会で欠席され、本日第2回目より出席される委員、事務局について紹介をさせていただきます。

【委員紹介・事務局自己紹介】

それでは議事進行につきまして、中村委員長、よろしくお願いいたします。

2. 開会あいさつ

委員長 本日まず1つ目は骨子について。そして2つ目にこの9期計画ですが、第1章から第6章まであります。そのうち今日は第3章までについて協議の方をしたいと思います。このような福祉計画というようなものは、地域住民の方の意見をどれだけ反映することができるかというところがとても大事になってきますので、本日の会議でも第1回目と同じように忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会議はお手元の次第に沿って進めてまいりたいと思います。はじめに、委員の出席状況について事務局から報告をお願いします。

事務局 本日現在の出席者数は、委員16名、全員出席していただいております。

委員長 今事務局より報告があった通り、過半数以上の委員の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることを宣言いたします。

それでは早速ですが協議事項に入ります。円滑な議事進行への協力、どうぞよろしくお願いいたします。はじめに本委員会は、会議運営要領第4項の通り、この策定委員会は公開することとしております。本日の傍聴者について事務局よりお願いします。

事務局 本日の会議の傍聴につきまして、3名より申し出がございました。この後入場をいただいでご傍聴をしていただきます。

【傍聴者入場】

委員長 それでは次第に従いまして、まず第9期計画骨子案について事務局より説明をお願いします。

3. 協議事項

(1) 第9期計画（骨子案）について

【事務局より資料説明】

委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問ご意見等があればお願いします。いかがでしょうか。

第9期の骨子は、8期あるいはその前の7期と同じと理解してよろしいで

すか。

事務局 はい。

委員長 これまでの計画と同じ骨子ということになります。若干私の方から補足しますと、第1章というのはこの計画のまさに背景となっていることの説明で、今度、第2章は計画を策定するにあたって、事実として今、赤穂市の高齢者福祉はこういうような状態です、そこにこういうような支援の必要性があります、ということを確認しています。これは前回の会議でご報告がありました。それらの事実、現実と、あと法が求めることを踏まえて、この計画ではこういう理念、こういう方向性を目指しましょう、具体的にはこういう計画、目標設定しましょうということが、この第1章、第2章、第3章で、今日協議していただくことになります。

第4章以降、特に第4章そして5章ですが、今日協議していただいたことを根拠に、事実がこうだから、あるいはこういうことが支援として必要だから、あるいは目標とか理念をこうしている、だから具体的に赤穂市ではこういうようなことをやりましょうということを計画として設定をします。一番中心になるのは何をするかということですが、何をするかということを決めるには根拠が必要になります。要は、赤穂市が今こういう状態ですとか、あるいはこういう理念でやりたいと思います、こういうようなものが根拠になって、だからこういうことをやりましょうということで、今日ご検討いただくのはその根拠となる部分です。あと、これらのことをするにあたっては、財源として、あるいは推進体制としてはこういうことが求められますということがこの骨子としてまとめられているということになります。

では、特にご質問等よろしいでしょうか。前回は情報共有という形でしたが、今日はこれでよろしいか否かということの承認をいただきたいので、こちらの骨子案を承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 はい。

委員長 承認とさせていただきます。ありがとうございます。

では続きまして、協議事項の2、9期計画（素案）の第1章から第3章について、事務局の説明をお願いします。

(2) 第9期計画（素案）（第1章から第3章）について

【事務局より資料説明】

委員長 ありがとうございます。若干補足させていただきます。まず資料2の2ペ

ージ上に法的位置付けとあります。第9期計画というのは2つの法律が根拠にあって、1つは老人福祉法、もう1つは介護保険法です。今大学でも授業の名前が高齢者福祉と介護保険というような名前で、介護というのが大きく出ています。この計画に関しても赤穂市の介護の面が中心にはなりますが、決して介護だけではない、老人福祉法というところで、具体的には生きがい、社会参加など、必ずしも介護のことでなく、いろいろとご意見の方を頂戴できればと思います。

もう1つは、この第2章のところでニーズ調査の結果があります。例えば38ページ上から3行目「そのような人はいないが多く、48.2%となっている」というように、それぞれの調査項目で今こういう状態ですという事実が基本的には書いてありますが、38ページ下⑩地域包括支援センターを認知している人のうち、利用していない人が「75.5%となっている」という事実に加えて「周知していく必要があると考える」と、事実を受けていわゆる考察というんでしょうか、こういうことが必要なんじゃないかということを書いてくれています。基本的にこの資料2は事実を中心に書いてくれているんですが、事実を踏まえてこういうところが必要だというものをまとめたのが先ほどご説明いただいた「資料2（参考）」です。調査結果から見えた課題、ただ事実がこうというだけではなくて、事実を踏まえるとこういうことが課題じゃないのかということをもとめてくれています。今日は、ニーズ調査を踏まえてこういうことが必要だというふうに言っているが、こういうことも必要ではないのか、ここには書いていないが、それぞれの委員の方の立場からするとこういうところも必要じゃないかというご意見を頂戴したいです。

あともう1点、資料2の52ページ、施策の体系の右側「第9期計画におけるポイント」とあります。全国的に見たポイントなので参考にする必要は当然あるけれど、それぞれの地域によって課題は違うわけなので、このポイントの他に、この後第3回で検討しますが、赤穂市であればもっとこういうところをポイントにすべきじゃないかというようなご意見をいただければと思います。繰り返しますと、課題として提示してくれているものがありますが、その他にも課題があるかもしれない。ポイントとしてこういうことが示されているけれど、赤穂市の現状を考えれば、こういうところがあって入れた方がいいんじゃない、というようなことをはじめとして、今事務局より説明のあったことに関してご質問、またご意見がありましたらよろしく願います。

委員

資料2の例えば37ページの「地域づくりへの参加意向」を見ると、「少し増えてます」という感じで書いてありますが、前回は52.9%、今度は50.4%なので全体としては減っているんですね。表記方法を考えていかなくちゃいけないことがあるんじゃないかと。

それから、例えば赤穂市高齢者見守りネット協定事業者数がこの評価シートでは前回 72、今回計画は 78 となっています。要するに 6 事業者増を目指すという計画ですが、はじめから 6 事業者でよかったのか。例えばこの業者が全体の地域を網羅しているのか。6 事業者増えたけど実は赤穂地区だけがどんどん増えてきて、例えば有年地区は放置されているんじゃないかとか。数字だけ見れば良いんですけど、その辺のところを僕らとしてはもう少し知りたいです。

それから、主観的健康感の向上とか生きがいある高齢者とか非常に内容が大雑把です。今あなたは幸せですかとか、幸せじゃないですかと書かれてあって、幸せですと書いてあったものが増えてますよとか。これをもって指標としているとするなら無理があるんじゃないかなという気がします。今の現状の数字の中身としてそういうところを教えてもらえたらなど。

委員長

確かに数字を点で見るのではなく流れとして、同じ数字だけれど減ってきているとか増えてきているというようなどころを見ないと現状を適切に把握できないのではないのか、というのが最初ご指摘いただいた点かと思います。

2つ目が数字はこうだけれど、現実との乖離というんでしょうか。事業所はちゃんとあるんだけど、一部のところだけ多くあって、他のところには実はなくて、そのところの住民の人は、例えばデイサービスのことだとすると、デイサービスの数は十分これだけある。でも一部の地域に十分あるのであって、他の地域には実はない。それは数字だと見えてこない、というようご指摘でした。数字の読み込みというようなことで事務局の方もご回答できるかというところかとは思いますが、今のご指摘に関していかがでしょうか。

事務局

委員のおっしゃっていた見守りネットの協定事業者数に関してはやはり中心部といいますか、赤穂地区等に事業者が集中しているものですから、件数もそういった地域が多いというのは致し方ないところではあります。ただ、有年地区などはそもそも事業者数が多くないのでどうやってアプローチしていくのかは確かに課題だとは考えています。数値上で言うてしまうとどうしても赤穂地区とか塩屋、尾崎の方が事業者数が増えてくるというのは仕方ないことなのかなとは思っています。

委員

例えば有年地区だったらLPガスばかりなんですよね。このLPガスの事業者と組んでいるのか。例えば農協と組んでいるのか。小さい事業者さんしかないですけど、そういうところともやっていますか。

事務局

農協さんとかはやっています。

委員 それならいいんですけど。全般的に言えるんですけども、老人会なんかもかなり減ってきて、頼りにされてないというのは出てきてるんですよ。当然会員自体も高齢化してきてるんですけどね。今も言われたように地域の偏在というのをよく考えていただいて、何か少しでもこういったもので、若い人に助けてもらうとか、本当に地域全体で支え合うっていうのをやってもらったらなど。

委員長 今のご意見に関して事務局、あるいは他の委員の方から何かありますでしょうか。

委員 私も同感したところがあるんですけど、お世話役として参加意向がある人が 32.8%となっており、特に男性では年齢によらず多くなってきていますね。でも実際には、自治会の代表者になるっていうのをみんな敬遠されて、なり手がいないというのが実情ではないかと思うんです。この辺だと、私の思ってたイメージとだいぶ違うなっていう印象はあります。

委員長 この第2回の会議では、意見収集ということで、これからの実際の取組を計画するにあたって、その根拠となるような意見を出していただいていることになります。

第3回で示される予定の施策の展開の中に、どういう文言にするかはわかりませんが、理念としてSDGsということ掲げているのであればそれは誰一人取り残さないという観点なので、「数字だけで考えるのではなく、必要な人に必要なサービスや場を提供できるように」といった観点を導入してはどうかというひとつのご意見ですね、ありがとうございます。そういう意見を吸い上げるのが今回の会議の目的になりますが、他はいかがでしょうか。

委員 18の指標の中には出てきていないのですが、統計的にも独居の方であるとか、ご夫婦だけの世帯というところが増えてきています。そこからさらに身寄りがない方、もう頼れるところがないっていう方がやっぱり増えてきているのが実情です。遠くであっても娘さんがいらっしゃるとか、ご親族の方がいらっしゃるとかいうことはあるので件数的にはそう多くはないかと思いますが、その少ない方の支援というのが今ものすごく困難で、そういった方に対する支援にとっても多くの労力と時間を費やしているというような状況です。今後このような方たちが増えていくと思われませんが、ケアマネジャー単独で走り回るのではなく、市の方からも後方支援、協働という形で動いていただいて、一緒にチームとしてその方を支えていくというような仕組み作りを急いでいただきたいなど常々感じています。

委員長 ありがとうございます。今のご意見について、その通りだとか、あるいはあんまりそこは感じていないなどご意見はございませんか。

独居世帯はどんどん増えていきます。福祉国家と言われているスウェーデン等はその数がとても多くて、1人で暮らしているというのは国としても非常に困っているすごく大きな問題となっています。赤穂市でも介護のことだけではなく、まさに今のような独居、特に身寄りが全くない方に対する施策を、どのような形で入れられるかわかりませんが、ご検討いただけないかというご意見でした。

事務局 単身の一人暮らしの方の台帳は、民生委員さんの方からご連絡いただいて作成しております。ただ、単身世帯だから身寄りがないということではなくて、身寄りが全くいない方というリストというのは作成しておらず、何か問題があったときにケースとして対応するという個別の対応になっています。今後身寄りのない方をどうするかというのは確かに出てくる問題だと思っております。成年後見制度とかを利用しながらというところで地域福祉計画の中に成年後見制度の利用促進という形で挙げさせていただいております。その中で対応していくということにはしていますが、高齢者をどうするかというのはやはり課題とは考えております。

委員長 また第3回の会議のときに、その辺がどうにかなったのかというようなことをお教えいただければと思います。他はいかがでしょうか。

委員 39ページの健康感と幸福感とありますけども、健康感の方がかなり高くても、幸福感の方が少なくなっていますよね。この健康感と幸福感の差は何なのかすごく気になります。やはり年を取ってくると寂しくなりますよね。先ほどの独居の話もありますが、例えば、子供と暮らしていて独居ではないけどもその方が幸せかというところでもないこともあるんですよ。子供夫婦と3人で暮らしても、逆にストレスとかもあるでしょうし、喧嘩したりとかいろいろあると思うので、かえって独居の方が気楽だということでむしろ独居の方を選ぶということもあると思うんですよ。だから、独居の人は、独居だからかわいそうというわけでもないかもしれないので、独居の人を支援するっていうことに関しては、独居でない人だから大丈夫というわけでもないと思うんですよ。それがこの、健康だけでも幸福じゃないっていうこの辺をどういうふうに分けていくかっていうことも問題なんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

委員長 いかがでしょうか。何か情報をお持ちというか、あるいはご意見があったらお願いします。

委員

今のお話にありましたように、ご家族と一緒に住んでらっしゃる方の問題というのも最近出てきているんですよね。親子関係がうまくいかないとか、こんなことを言っていていいかなとか、いろんな方のお話を聞きます。私達の仕事として、主に独居一人暮らしと高齢者夫婦の方々をお世話させていただいていますが、そういう同居家族がいてもお困りの方のお世話も、聞きましたら私達は動きます。そういった方も私たちが把握しながら活動を行っていますが、協力が必要な時は包括支援センターや事務局の方にご相談に行って解決しています。

そうやってお困りの方から包括と一緒に相談を受け、お話をして提案もするんですが、最終的にはご家族の方に承諾を得ないと駄目なんですよね。私も何件かあったんですけど、難しいなと思っています。ご家族の問題はやはりお年寄りが悩んでいる部分がありますので、ある程度ご相談を受けて聞きに行くんですが、こうこうだからね、またご相談してねと言うことしかできないんですよね。犬猿の仲とか、ここにいるけど話をしない、喧嘩ばかりしているとかが多いので、どのように対処していったらいいかなと私も考えた部分もありました。それぐらいしか私達はお助けすることはできないので、これから先どのようにそういう方の対応をしていったらいいかなという思いもあります。私達は市職員ではないとは言いますが、相談を受けたらそれなりに何とかしてあげたいという思いもありますので活動はしています。

独居の場合も、その人その人の環境によって「僕はもう、すごく楽しくて、幸せだ」とか「もうお金がないから、ちょっともう生きたくない」とか、考えがそれぞれ違うと思うんですよね。幸福度のアンケートで中身を部分的にでも書いていただいたらと思いました。そういう小さいことから解決してあげないといつまでもこういう数字が出てくると思うんですよね。私達でも、普段は本当に幸せですけども、今後何かにつかって問題ができたときに、「ああ、何で。幸せじゃないなあ」という感じる時もあると思います。

だからそういう目には見えない、お年寄りが感じることを出してもらったら、「こんなふうにして家にいるけども、ちょっといっぺん出してみようか」と、いきいきサロンや体操など、今は行きたくないと思っている活動に一度顔を出すきっかけ作りをするというのが多分民生委員の仕事でもあるとは思いますが。お声掛けはしていますが、性格的なもので出られない方はなかなか出てこられない、そういう方を何とか引っ張っていかうと思うんですがなかなかそれができない。それがひとつは民生委員の立場として、できるだけ人とお話していただきね、お電話でもいいんで友達に電話してねって。そして認知症の対応にもなりますので、訪問させていただいたら一声かけています。皆さんそれぞれもう民生委員さんは苦勞していますので、小さいことですけども、一つひとつ聞いていただいたら、またその人なりのその考えが多

分出ると思うんですね。

できるだけ独居老人さん、高齢者の方も気持ち的に住みやすい、赤穂に住んで良かったなという、そういう気持ちになってもらえたらなと私は思うんです。

委員長

ありがとうございます。独居の問題に関しては、最初お話があったように身寄りのない方というところにはやはり焦点を当てないといけない。ただ、独居だからと言ってその幸福感が低いかどうかというのはわからない、一緒に暮らしていてもというような今お話がありました。それから、なぜ幸福感が低いかというのはなかなか難しい話ですが、高齢者に限らない。よく日本は他の国に比べてGDPとかが高くても、幸福度は国民全体で低いというようなことは指摘されていることなので、それがなぜかというのはなかなかわからないですが、主観的健康感の向上というのは大きな指標として掲げているので、そこは追う必要があると思うんですが、幸福のことにしてもって幸福とするかとかなかなか行政の計画でどこまでそこに介入するのかというところに関しては難しいところにもなるかと思います。主観的健康感を踏まえたいろんな施策ということを考えないといけないけれど、幸福感に関してはやれる範囲というようなことでもいいのかなどというのは今の議論を聞いて思いました。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

委員

48 ページ、「②職員の資格保有の状況」というところで、訪問介護員での取得率が他のサービスの系統よりも高いと書かれていますが、そもそも訪問介護員は有資格者じゃなくなれないんですね。参考資料2の、基本目標の「安心して介護・福祉サービスが受けられるまちづくり」の右の下のところで、若い職員の確保、訪問看護師で特に提供者の高齢化が進んでいる、本当にそれは深刻な問題で、多分社協さんの訪問介護でもそうだと思うし他の介護訪問介護事業所でも、高齢化と確保が難しくて十分なサービスが在宅で受けられないというのが現状じゃないかと思います。

委員

そうですね。事業所を探すのが大変なんですよね。数自体も多くないし、事業所の中でもヘルパーさんの数が減っているんで、もう受けてくれるか受けてくれないかぐらいの感じです。だから曜日を選ぶ、週に何回お願いしたいとかそういうことが全く通らない。本当に週に1回でもお願いです、この時間帯だけと言って、何とか開けていただいというような本当に切迫した状況ではあります。

委員

結構、国の動きとしても、生活支援的のところをボランティアに任せると

いうふうに考えていると思うんですね。だけど、そうすると身体介護が訪問介護に残る。身体介護となると結構重度な介護になって高齢者には負担になってくるので、高齢者が活躍できると考えるというのも変な話です。

訪問介護員の確保というのが今後どういうふうに取り組んでいかれるつもりでいらっしゃるのかなというのが本当に近々の問題になってくるのかなとは思うんですけども、いかがでしょうか。

事務局 軽度者の方に関しては、例えば生活支援サポーター養成講座とか、家事、生活支援の講座なんかを市独自で計画・開催し、提供できる方を増やそうかとは思っています。有資格者の方は、要介護の方へ専念できるようにと思っています。そこで、資格が取りやすいような仕組みであるとか、助成というようにことを計画した方がいいのかということをお考えしているということではよろしいですか。

委員 はい、そうです。

事務局 資格取得に対する助成というのは、議会の方からもご意見としていただいております、この策定委員会の中でも、話としては出るだろうということを聞いたところでありました。

委員 それを、特にその訪問介護に特化して、例えば厚めに補助をつけるとか。

事務局 赤穂市としては今のところそういう制度自体がない、設けておりませんので、実施を検討するにあたっては、そういうご意見も踏まえながらの検討かなというふうには思います。訪問系の方を重視するのか、施設サービスを重視するのかとかいろいろありますが、例えば学生への支援ですね、介護職を目指す学生さんへの支援とか奨学金とか、そういうものはもうすでに県単位で動いているところがあります。非常に規模が大きいので、これはもう県の方にやっていただかないと仕方ないですが、資格取得の助成というのは半分ぐらい市町に浸透しています。ただ、今のところやはり京阪神が多い。ひとつのエリアが確立してる所になりますので、そういう地理的な条件もある中で助成というのがやはり赤穂市の人材確保に効果があるのかということでは。

委員長 ありがとうございます。今日の会議はこの9期計画で、どんなことをやるかというのを考えるにあたって、こういうところが課題だということを、意見収集をする。その課題に対して、具体的にどうするというのは、今日の議論ではないので。目標は地域共生社会という地域でそれぞれの人が支え合

って暮らせることで、それを考えたときにこの訪問系はとても大事になる。それが生活支援サポーターのように比較的介護度が高くないようなことであればそちらの人たちがやってくれればいいけれど、介護のものであればあまり高齢者が多いと大変だという状況に今あるというところを確認して、計画を作るときに検討いただければと思います。ありがとうございます。他、いかがでしょう。

委員 事前に頂いた第2章の全体を見させていただきまして、キーワードは介護予防のための支援でありまして、まず1つが、転倒予防の対策、それから2つ目が、地域の通いの場の設置。そして3つ目が、そこに行くための移動手段が求められているのではないかなというふうに思いました。今日いただいた資料の参考資料の基本目標に対する課題のところ、運動機能の低下が閉じこもりに繋がっている可能性ということと、通いの場が要支援1・2の地域の居場所になっているという課題が挙げられているのですが、そこに行くまでの移動手段については課題が挙がっていないので、今後、対策を考えていく必要があるのではないかなというふうに思いました。

委員長 ありがとうございます。

委員 実は先日赤穂市の交通体系の会議に出ました。重点項目があるんですけど、そのうちのひとつに免許の自主返納をしようというのがあるんですね。そのとき言ったんですけども、それに代わるものがほとんど進んでいないにも関わらず免許の自主返納だけしろと言うのはおかしいんじゃないかと。これを市が重点に入れてるとするのはおかしいんじゃないかという話をしました。デマンドタクシーがあるんですけども、ほとんど役に立たないデマンドタクシーをやってる。バスでもほとんど、「ていじゅうろう」と「ゆらのすけ」が同じような時間帯に同じように走っているとか。交通手段、そこへ行くまでの手段というのも整備しながら免許返納というのはわかるんですけども、あまりにも片方で国がやってるからということで、実際生活しているほとんどの人が困るのに進めていいのかという話をしました。

委員長 結局、行けないことにはサービスは利用できない。予防という観点を打ち出している限りにおいては、そのサービスに繋がるための手段についてのご検討をというようなことをご意見いただきました。ありがとうございます。

委員 ケアマネジャーさんが何人ぐらいを抱えていらっしゃるのかわからないんですけども、前テレビで50人ぐらいというような話を聞きました。小学校の先生でも学級でいうと面倒を見ているのは35人ぐらい。50人もケアマネ

ジャーさんが見ているというのは、それは大変なことだなと思ったりしたこともあります。だから民生委員の方とか他の自治会長さんだとか、いろんな他の方も手を携えて見てもらわないといけないんだと思いますが、働き方改革というのもありますし、ケアマネジャーさんがあんまり幸せじゃないみたいになると非常に大変なので、どうでしょうか。

委員 ケアマネジャーも、全国的にそうなんですけれども、なかなか大変な仕事だということになり手がいません。受験してケアマネジャーの資格は持っているけど実際働きたくないという人たちがすごく多くなっています。赤穂市のケアマネジャーも実際高齢化しております。

委員 大体何人ぐらい抱えておられるんですか。

委員 大体平均的にはやはり 40 件は 1 人当たり持っている感じです。要介護の方で大体 35 人ぐらいとか。まだ法的に決まっているケースがありますから、大体 35 件から 39 件ぐらいまでは介護の方、それにプラス要支援の方もいらっしゃいますから、40 件以上を持っておられるケアマネジャーさんも実際いらっしゃいます。件数が多いのもそうですし、毎年制度改定の度に書類作成とかそういうところがすごく厳しくなっています。その中に、また独居の方や身寄りがない事例とかがあると、もう身寄りがないしお金のことも大変だから成年後見をとというふうに言われますが、実際成年後見に繋ぐのは誰かという話になったりします。病院に救急搬送で入院された場合でも、誰が誓約書を書くんですかという話から始まり、救急で搬送になったから財布から衣類から家に全部あるので持ってきてと言われてもケアマネジャーは入ることができない。代わりに買ってこようかと思っても、お金を持っていないからどうにもならないみたいなことがあります。あと、それこそ弱ってしまってこの後誰もこの自分の資産を引き継ぐ人がいない、車とかを売却しないといけないけどどうしたらいいかと言われることもあります。やはりケアマネジャーにできることというのに限りがありますから、そこからまださらにというふうになると、結構ケアマネジャーが孤軍奮闘しているところが多いと思います。

だからその辺りをぜひやはりチームで、ケアマネジャー 1 人じゃなく、チームで支えていただきたいし、実際権限としてできないことを誰かがやってくれないかと、実情を知ってくださる支援者が必要であると思います。

委員長 人材の件も課題ではありますが、今働いている人のサポートというようなこと。これはもうこのところずっと言われていることですが、そういうようなことがどれだけ盛り込めるのかどうかということで、今日は課題を

炙り出している会議ですので、そのような課題もあるということでご意見の方をいただきました。ありがとうございます。

委員 交通手段の話はどうなりますか。

委員長 交通手段のこともご検討いただくようにということで。他、ここのところはというようなことがあったらお願いします。

委員 理解できなかったのが、34 ページの円グラフ。低栄養と栄養改善というデータ。これは非常に低いということで問題になるわけですか。低栄養というのは望ましくないわけですよね。0に近いということは、問題があるんじゃないですか。この円グラフが非常に歪で、これが実態ということであれば。

事務局 低栄養である方が少ないということは望ましいです。高齢者は低栄養ということが問題になるので、その数値が少ないということはその心配のリスク、危険性が少ないということで、好ましい結果ではないかと思います。

委員 栄養改善もありますよね。男性の栄養改善って、そんなに問題がないんでしょうか。特に高齢者とか、私の周りにいる独身の男性は、食生活が偏っている人が多いです。そうすると、これはどう考えたらいいのかなと思って。女性も低栄養と栄養改善ですね。だからこれはどういったアンケートに対して、どういうふうに答えが返ってきたのか。低栄養とか、これはある程度血液検査すればわかるんでしょうけど、アンケートでそんなことやってないと思うので。

委員 低栄養は体重と身長を割ってとか減少があつてとか、要するにそういう感じのもので、判定で出たようなことではないですか。

委員 これはどういった調査の結果、こういうふうになったのかなと思って。

事務局 まず国の方で介護予防・日常生活圏域ニーズ調査というものがあまして、その中でこちらに記載されているような、生活機能に関するリスクの判定というものが示されています。国の指針として示されているものになります。調査票の質問に体重と身長を聞くものがあまして、そこからBMIを判定したときに 18.5 以下に該当する人が栄養改善の必要がある可能性がある高齢者、ということで判定するようなことが国の方から示されており、その手順に従って出したものがこちらに書いている割合になります。

- 委員長 極めて一部というか、一指標というようなことですね。
- 委員 大雑把な、っていう感じですね。
- 委員長 はい。なかなかそんな健康診断みたいのところまでは。あくまでひとつの切り口というか。
- 委員 実態調査というからには、もう少ししっかりした根拠のあるものを示してほしかったなと思います。
- 委員長 今、国がやっていることに基づいてなので、今国がやろうとしてるのがそんなレベルというようなことで、赤穂市どうこうというよりは、というところでしょうかね。
- 委員 先ほどの説明だったら、結局BMIの問題だったら痩せと書いた方が分かりやすいのかなと思ったんですけど。
- 委員長 痩せているというような表記の方が、的確というか正確であると。
- 事務局 栄養改善は、BMIが18.5は痩せというのを問題としていますし、低栄養というのはそれに加えて体重減少も伴ってるという2つの項目で判定をされるみたいですので、わかりやすい表記で言うと、痩せの方が伝わりやすいです。
- 委員長 表現の仕方が大きすぎるかな、というようなところですかね。本当にあとこの点だけはどうしてもというのがあればお願いします。
- 委員 本日要介護・要支援の認定者構成比の表をいただきました。全国と兵庫県と赤穂市の平均を出していただいています。これ令和5年度で見ましたら、要支援1、要支援2は、全国平均よりかなり高い。要介護1も全国平均より高いですけども、要介護2、3、4は全国平均より低い。要介護5は、一応全国平均と一緒という数字になっています。介護保険料が低いというのは、あくまでやっぱり要介護度の重たい人の方が介護サービスを多く使いますので、要介護3、4、5が低いから、保険料が低くなっているというのはこの数字で出たのかなと思います。
- 今回第9期の計画の方で、要支援1、要支援2の方の認定についてとか他の調査の分とかいろいろ検討されるということは伺っていますが、やりすぎないようにだけはしていただきたいです。今、要支援1、要支援2の方が多く

て、集中リハビリをされている方が多いので、要支援1 要支援2に係る介護給付費はかなりかかっているとは思いますが、そのおかげで要介護3、4、5が低いのかなと私は理解しましたので、そこら辺を含んで要支援の方への対応をご検討いただきたいと思います。

事務局 ありがとうございます。要支援者へのサービスというのが、平成29年度の大改正があった時から給付事業は切り離されていまして、ここが一番我々が苦慮していて、工夫しないといけないところではあります。一部ではなくて各市町の事業として、いわゆる日常生活支援総合事業、総合事業で給付とはまた違った仕組みの中でやらなくてはいけないもので、トータルとしてはうまくいっているという報告でしたが、ここだけで結果を出さないと国の方から言われるところがありますので、もう少し、1つで2つの総合事業の結果が見える、ルールに従って、その中で実際にできる限り取り組んでいきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。皆さんご意見の方、どうもありがとうございます。この9期計画の素案の1章から3章については、承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 はい。

委員長 どうもありがとうございます。では承認とさせていただきます。本日の協議事項ですが、これにて終了となりますが、全体を通して何かご意見ご質問があればお願いします。

ないようですので、その他について、事務局から何かあれば説明をお願いします。

4. その他

【事務局より今後のスケジュール連絡】

委員長 皆さん長時間にわたりご審議どうもありがとうございました。これをもちまして、本日の会議を終わりにいたします。ありがとうございます。

5. 閉会